

事 務 連 絡
令和2年11月17日

都道府県・指定都市
市民活動担当課 御担当者様

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

NPO法人における家賃支援給付金の取扱いの変更について（周知）

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただきありがとうございます。

家賃支援給付金（中小企業庁所管）については、本給付金の開始時から、NPO法人についても申請可能とされてきたところです。今般、年間収入の大半を寄附金等が占めるNPO法人については、家賃支援給付金の申請において「売上」の算定に寄附金等を含めて売上の減少を示すことができるよう取扱いを変更することとなりました。これに伴い、11月16日、内閣府NPOホームページにおいて、本件に関するお知らせとQ&A等を掲載いたしましたので、お知らせいたします。所管のNPO法人の皆様への周知にご協力をお願いしたく存じます。

↓

URL : <https://www.npo-homepage.go.jp/news/yachinshien>

なお、持続化給付金における取扱いの変更と同様、今回の取扱いの変更に関して、所轄庁の皆様新たに審査等でご負担をおかけするものはございません。しかしながら、事前確認事務センターでの確認作業において、申請法人に関する状況を所轄庁にお伺いすべき場合が例外的に生じることも想定されます。その場合に限り、内閣府から所轄庁に御照会させていただく可能性がございます。持続化給付金における取扱いの変更につきましてご協力をお願いしているところですが、本件につきましても併せて御協力の程よろしくお願い申し上げます。

御不明な点がある場合には、下記の連絡先までお問い合わせください。

（本件連絡先）

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官
（共助社会づくり推進担当）付 石川、砂田

TEL : 03-6257-1517 mail : npo.cv.m6a@cao.go.jp